

○論説：法曹倫理の国際的側面

下條正浩*

Ⅰ. 弁護士とは何か；国ごとに資格・倫理が異なる

弁護士の定義は見当たらない。弁護士法3条に定める法律事務を行うことを職務として法務大臣の認定を受け、弁護士となる資格を与えられ（同法5条）、日本弁護士連合会に登録されたもの（同法8条）が弁護士と呼ばれるであろう。弁護士はその職責にかんがみ、秘密保持義務（同法23条）、利益相反の禁止義務（同法25条）、弁護士会による自治（同法45条）等の規定に従う点に他の専門職にない特色がある。

以上から見れば、日本で法律事務を行う資格を与えられた者のみが弁護士と呼ばれるべきであろう。弁護士法74条1項は弁護士でない者は弁護士の標示又は記載をしてはならないと定めている。しかし、「外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法」は、外国弁護士の定義として、外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいうとしている（2条2号）。したがって、たとえば、ニューヨーク州で法曹資格を有するローヤーは日本の法曹資格を持っていなくても外国弁護士と呼ばれることになる。また、外国弁護士が一定の要件を満たして、法務大臣の認定を受ければ、外国法事務弁護士となることができる。ここにも弁護士という言葉が入っていて混乱が生じる。

ちなみに、外国法事務弁護士に相当するものは、アメリカでは Foreign Legal Consultant と呼ばれており、韓国では外国法相談士と呼ばれており、いずれもその国で法曹資格を持つ者の呼称を用いていない。

米国法曹協会（American Bar Association；“ABA”）が定めている法律家職務模範規則（Model Rules of Professional Conduct）はローヤー（Lawyer）

* 弁護士・元学習院大学法科大学院特別招聘教授

を対象にしているが、その5.5条においては、他州の法曹資格を有するローヤー（Lawyer admitted in another state (c項)）と外国の法曹資格を有するローヤー（Lawyer admitted in a foreign country (d項)）として使い分けて書いている。アメリカは連邦制をとっているため、他の州のローヤーも外国のローヤーもその州の法曹資格を有しない点においては同様である。そこで、模範規則の5.5条においては当該州における非弁活動の禁止も定めている。

これに対して、EUの指令（Directive）ではローヤー（Lawyer）の定義を置いており、次の呼称の下に専門職の活動を行うものとされており、加盟国におけるローヤーの呼称を国別に掲げている（別紙1参照）。ただし、EUの場合は域内における個人の移動の自由を保証しているため、EUの指令により、ある加盟国の法曹資格を有するローヤーは他の加盟国において自国の呼称を使う限り法律事務を行うことができ、さらに、他の加盟国におけるそのような活動を3年間継続すれば、その国の呼称を名乗ることもできるようになる。

このように世界各国では弁護士に相当するものの資格が異なるが、グローバルな法律事務所の出現に伴い、一つの法律事務所に20か国以上のローヤーがパートナーシップを組んで活動するようになってきている。たとえば、世界最大の法律事務所の一つであるDLA Piperは世界にまたがって、別紙2のような組織を作り上げて運営している。また、日本最大の事務所である西村あさひ法律事務所では海外に7つの事務所を有するとともに、日本及び海外事務所において総勢33人の外国法曹資格を有する者が働いている。その場合、法曹倫理の属人的性格から、ローヤーは法曹資格を付与された国の法曹倫理に従うとともに、属地的に現実に働いている国の法曹倫理にも従うという場面が出てくる。

II. 各国及び国際的組織における倫理規範作成状況

1. アメリカ合衆国

(1) ABAの模範規則

米国ローヤーの任意加入団体であるABAが法律家職務模範規則（Model

Rules of Professional Conduct ; “ 模範規則 ”) を定めている。

これはあくまでも模範規則にすぎない。したがって、各州は独自に倫理規則を定めることができるが、カリフォルニア州以外は大要模範規則に従った倫理規則を採択している。ただし、ワシントン DC は法律家でない者との協働事業¹を認めている米国における唯一の法域である。ワシントン DC の倫理規則 5.4 条は法律家でない者が持分又は経営支配権を持つ事業体において法律サービスを提供することができるとしている。

ABA は倫理に関する意見も出しており、主なものとして次のような意見がある。

- ・利益相反に関する事前の同意に関するもの (2005 年 5 月 11 日)
- ・アウトソーシングに関するもの (2008 年 8 月 5 日)
- ・マネーロンダリングに関するもの (2013 年 5 月 23 日)
- ・ローヤーでない者と報酬を分配することができるローヤーと報酬を分配することに関するもの (2013 年 8 月 19 日)

ABA の倫理に関する意見の中でも注目すべきはインターナショナル・パートナーシップに関するものである。2001 年 9 月 22 日付の意見は、外国ローヤーが外国の認知された (recognized) 法律専門職の一員である限り、米国ローヤーは当該外国ローヤーとパートナーシップを組むことができるとし、他方、そのように認知されていない専門職はローヤーでない者にあたるので、そのような者をパートナーシップに入れることは模範規則 5.4 条 (ローヤーの独立) に反するものであるとしている。

これに対して、日本弁護士連合会 (“ 日弁連 ”) は外国ローヤーは弁護士法 72 条にいう弁護士でない者であり、したがって、弁護士法 27 条により弁護士が外国ローヤーとパートナーシップに入ることは非弁提携にあたるといっている。しかし、たとえばニューヨーク州のローヤーは日本において外国法事務弁護士となっており、その前提として「外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法」上、弁護士に相当するものと認められてい

1 異業種との協働事業については、後記 V . 参照。

るのであるから、そのような者とのパートナーシップを認めないとする日弁連の見解に対しては疑問を呈さざるを得ない²。

日本の弁護士職務基本規程は2004年に制定されて以来、改正されていないが、ABAの模範規則は1983年に採択され、2000年に法曹倫理（Ethics）2000委員会を立ち上げて、模範規則の大幅な見直しを行った結果、2002年に全面的な改正がなされた。最近では、2009年の2月と8月、2012年の8月、2013年の2月に改正されている。これはABAは毎年8月に総会を、2月に中間大会を開催し、その際の代議員会において提案された模範規則の改正を採択するか否かを決議しているからである。

（2）ABAの模範規則中の利益相反に関する規定

利益相反に関する1.7条も2002年に改正された。本稿では、法曹倫理上多くの問題を提示する利益相反の規定に絞ってABAの模範規則がどのように定めているかを検討する。

模範規則1.7条は大要次のように定めている。

まず、(a)項は、利益相反があるときは依頼者を代理できないとし、利益相反の定義として、

- (i) ある依頼者を代理することが他の依頼者の利益に直接反する（directly adverse）こと、又は、
- (ii) ある依頼者を代理することが他の依頼者に対する責任によって重大な制限を受けること

を意味するとしている。

次に、(b)項は、次の4つの要件を満たす場合には利益相反にもかかわらず、依頼者を代理することができるとしている。

- (i) 各々の依頼者に対して有能な、かつ、誠実な代理ができると信じること、
- (ii) 法に違反しないこと、
- (iii) 同一の訴訟における一方から他方への主張でないこと、

2 拙稿「日本弁護士のグローバル化の可能性と将来像」自由と正義 Vol.60（2009）10月号 52頁。

(iv) 各々の依頼者が書面により事態を了知した上で同意 (informed consent) すること。

利益相反に関して、最近問題となった事件に、ミネソタ州と3Mの環境訴訟がある。この事件において、ワシントンDCの法律事務所であるCovington & Burlingは過去の依頼者である3Mの同意を得ないで3Mを相手方とする環境訴訟においてミネソタ州を代理していた。第1審の裁判所は2012年10月にCovington & Burlingは3Mの同意を得なかったとして、Covington & Burlingはミネソタ州を代理できないとした。Covington & Burlingは以前にフルオロケミカルに関し、3Mを代理して、連邦食品医薬品局 (Food and Drug Administration) に対してその安全性を主張した。今回、Covington & Burlingは3Mに対して委任契約を解約することを求めたうえで、ミネソタ州を代理して3Mをフルオロケミカルの汚染について訴えた。2013年4月に控訴審が開かれ、控訴審においても、Covington & Burlingはミネソタ州を代理できないと判断された。しかし、2014年4月にミネソタ州の最高裁判所は原審の審理が不十分であるとしてさらに審理をするよう本件を控訴審に差戻した³。

1.7条は個人のローヤーを対象としているが、1.10条により、他のローヤーと共同して法律事務所を構成している場合に、一人のローヤーが、1.7条により代理できないときは、他のローヤーも代理できないとされている。

この規定はどのように適用されるのであろうか？たとえば、ローヤー2000人からなる巨大法律事務所Xのニューヨーク事務所のローヤーAはコングロマリットYの食品分野を代理してフランス企業Pからのワインの輸入契約についてアドバイスをしている。その際、同じ法律事務所Xのデトロイト事務所のローヤーBは自動車会社Zを代理してYによるZへの出資に関する契約を交渉することはできるであろうか？また、同じ法律事務所のパリ事務所のローヤーCは前記フランス企業Pの皮革製品部門の依頼を受けて米国

3 “Covington Wins Another Shot to Beat 3M Disqualification Bid” The American Lawyer, Litigation Daily, April 30, 2014 (<http://www.litigationdaily.com/id=1202653430442>) 2014年8月26日閲覧。

企業Qとの間のライセンス契約を交渉することはできるであろうか（別紙3参照）。

2009年2月には、1.10条の Imputation rule（複数のローヤーからなる法律事務所において、あるローヤーが代理できないときはすべてのローヤーが代理できないとするもの）の改正が行われた。これはローヤーが法律事務所を移ったときに情報遮断措置（screening）を講ずることにより移転先の法律事務所が代理できなくなることを避けるものである。これは法律事務所の合併や大規模化とそれに伴うローヤーの流動性が高まったことから、都市部のローヤーから再三提案されたが、代議員会において何度も否決されてきたものが、ようやく2009年2月に採択されたものである。

（3）利益相反に関する事前の同意

法律事務所の大規模化により、委任契約の際に利益相反に関する事前の同意条項を入れるのが通常になってきている。

1.7条本文は特に事前の同意に言及していないが、1.7条の注22は、事前の同意の効力は1.7条（b）項に定める要件に従うとし、（1）同意の対象となる案件が限定されていなければならない程、また、（2）同意を与える依頼者が法律実務について精通（sophisticated）していなければならない程、合意が有効とされる可能性が高くなるとしている。

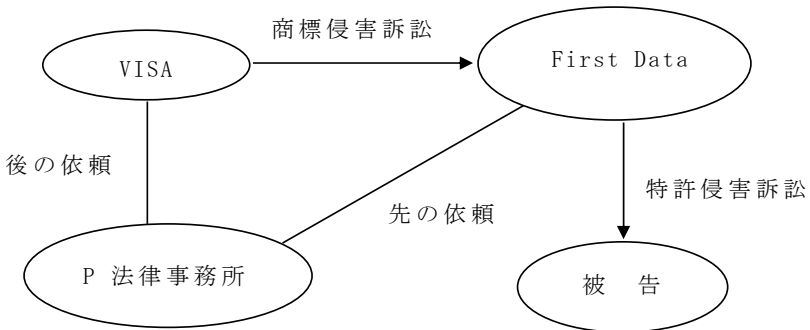
アメリカで事前の同意の効力が争われた事例の一つとして、VISA U.S.A., Inc. v. First Data Corp. 事件がある⁴。本件は商標侵害事件であるが、被告 First Data は原告 VISA 側の法律事務所が本件とは関係のない特許権侵害訴訟において First Data を代理していることを理由として、同事務所は VISA を代理することができない（disqualify）と申し立てた。しかし、First Data が特許権侵害訴訟についてこの法律事務所に委任したとき、この法律事務所は First Data に対して、「当事務所は長年 VISA を代理してきている」旨を告げ、「両当事者間の将来の訴訟において当事務所は VISA を代理することができることを First Data が合意する場合に限り、First Data を代理する」

4 John K. Villa, “An Advanced Class on Advance Waivers for the Sophisticated Client,” ACC Docket 23, no. 8 (September 2005) :164-167.

旨を告げた。First Data はこれに合意し、その旨は委任契約（engagement letter）に記載された。裁判所はなかならず次の諸点を考慮した。

- ・ 事前の同意の範囲
- ・ 事前の同意の時限性
- ・ ローヤーと依頼者間の利益相反に関する協議の質
- ・ 事前の同意の限定性
- ・ 実際に起きた利益相反の性質
- ・ 依頼者の法律実務に対する精通度（sophistication）
- ・ 社会正義の観点

裁判所は事前の同意を支持した。特に、First Data は Fortune 500 の会社の一つであり、50 人のローヤーからなる法務部を持つものであり、法律サービスの利用者として法律実務に精通している（sophisticated）と認めた。



(4) 法曹倫理（Ethics）20/20 委員会の設置

ABA の法曹倫理（Ethics）20/20 委員会は法律業務のテクノロジー進展による影響及び法律サービスのグローバル化について、検討するために 2009 年に設けられた。

法律サービスのグローバル化については、特に次の点が問題とされた。

- (i) ヨーロッパでは EU 加盟国の間では、サービス指令（Service Directive）と拠点指令（Establishment Directive）により、加盟

国のローヤーは他の加盟国において母国の資格を名乗るのであれば自由に法律サービスの提供ができ、3年間継続して他の加盟国に拠点を設けてそのように法律サービスを提供していれば他の加盟国の資格も与えられる。

これに対して、アメリカ合衆国は一つの国であるにもかかわらず、各州が独立しているとされ、それぞれ別々のローヤーの資格とされているため、ある州のローヤーは他の州では原則として資格を認められない。これでは、近年のように米国内での人や経済の流動化、経済のグローバル化の時代に法律サービス提供におけるヨーロッパ諸国のローヤー(特にイギリスのローヤー)との競争に対抗できないという問題点が指摘された。

(ii) イギリスやオーストラリアでは、法律事務所の形態として、法律家でない者との協働、法律家でない者による法律事務所への出資、法律事務所の上場等が進められている。ヨーロッパ諸国には、多かれ少なかれこの動きに追随する国も出てきている。このような状況にあるときに、米国は従来通りこのような新規の法律事務所の事業形態を認めないときは法律サービスの国際競争に負ける可能性がある(この点については後記V.でとりあげる)。

(5) 最近における ABA 模範規則の改正

- ・2012年8月のABAの総会において、ローヤーが事務所を移るときに利益相反の有無を判断しこれを解決する必要があるときは秘密保持義務の例外とする改正が行われた(模範規則1.6条(b)(7))。
- ・2013年2月のABAの中間大会においては、外国の法曹資格を有するローヤーは米国内において社内ローヤーとして法律サービスを提供できるという改正が採択された(模範規則5.5条(d))。

ABAの模範規則5.5条(a)は、他の州又は他の国のローヤーによる法律サービスの禁止を定めている。これは日本では外国弁護士問題として扱われている問題である。

5.5条(c)は他の州のローヤーは自州での法律サービスの提供に合理的に係る場合には例外的にその州において一時的に法律サービスを提供するこ

とができるとしている。

これは、1998年にニューヨーク州のアトニーがカリフォルニア州で仲裁に関連する法律サービスを行い、依頼者に報酬請求の訴訟を起こしたという件において、カリフォルニア州の最高裁判所はニューヨーク州のアトニーはカリフォルニア州の資格を有しないので、報酬の請求はできないと判示したので、模範規則の改正が行われたものである⁵。この判決を受けて、カリフォルニア州民事訴訟法 1282.4 条は他州のアトニーはカリフォルニア州の法曹協会の証明書を提出することによりカリフォルニア州における仲裁において代理人となることができると定めている。カリフォルニア州において上記の判決が出たので、ABA は急遽多州間法律業務委員会 (Multijurisdictional Practice Committee) を作り、他州のローヤーによる一時的な法律サービスの提供について模範規則を作ったものである。

同じような模範規則が外国のローヤーについても作られている。2002年8月のABAの総会において、外国のローヤーに関する提言9(Recommendation 9)が採択された。すなわち、米国外のローヤーはその資格国に住所があるかあるいは事務所を有する依頼者のためにする場合、又は、原資格国と密接な関係のある案件と合理的な関係がある場合には、一時的にある州において法律サービスを提供することができるとしている。これにより、外国のローヤーは出張ベースで米国のいずれかの州で自国の依頼者のために法律サービスを提供することができることになる。ただし、この模範規則は必ずしも米国の多くの州で受け入れられているわけではない。

(6) 立法による倫理規範

そのほかに、立法によるアトニーの規範があることに注意する必要がある。

サーベンス・オックスレー法 (Sarbanes Oxley Act) による授権に基づいて米国連邦証券取引委員会 (Securities Exchange Commission ; “SEC”) がアトニーに関する行為規範を制定している。SEC 規則 205.3 は発行会社

5 拙稿「アメリカ-ニューヨーク州とカリフォルニア州における非弁護士活動の規制」自由と正義 Vol.57 (2006) 8月号 63頁。

の証券法等の非違行為を知ったアトニーはそれを発行会社の法務責任者に報告しなければならない、法務責任者が適切な行為を取らなかった場合には、さらに取締役会等の上位者に報告しなければならないとしている。日本の弁護士職務基本規程51条はこれに倣ったものである。

マネー・ロンダリング⁶については、立法による規制に反対し、2010年のABA総会において、グッド・プラクティス・ガイダンス（Voluntary Good Practices Guidance for Lawyers to Detect and Combat Money Laundering and Terrorist Financing）を採択した。

ドッド・フランク法（Dodd-Frank Act）は、SECに対して連邦証券法の違反に関する情報を提供した者は賞金をもらうことができるという規則の制定を授權したが、2011年5月に制定されたSECの規則は、ローヤーの倫理規範に違反して依頼者から得た秘密情報を漏らしたローヤーはそのような賞金をもらえないということを明らかにした。

2. イギリス⁷

英国法曹協会（Law Society of England and Wales）の行為規範は2006年に改正され、利益相反の定義が置かれ、利益相反とは同一又は関連する事件において複数の依頼者の最善の利益のために行動するというソリシターの義務が衝突する場合とされた。したがって、全く関連性のない事件であれば、当事者が同じであっても利益相反にならないことになる。

英国法曹協会は2007年の法律サービス法による利益代表機能と規制機能を分離するという要求に基づき、独立性を確保されたソリシター規制委員会（Solicitors Regulation Authority；“SRA”）を設けた。SRAは2008年12月から、法律実務に精通した依頼者（sophisticated clients）については、同一の法律事務所が双方を代理することができるようにしようとする提案をしてきたが、ヨーロッパ法曹協会連合会（CCBE）等の反対にあって2010年3

6 マネー・ロンダリングについては、後記Ⅲ．参照。

7 イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドから成る連合王国であるが、本稿でイギリス又は英国というときは、イングランドとウェールズを意味するものとする。

月にこの提案は撤回された。

マネー・ロンダリングについては、犯罪収益に関する法律（Proceeds of Crime Act）により疑わしき取引の報告義務がソリシターに課されている。

SRA は 2011 年に従来の規定を改正した行為規範（Code of Conduct）を含むハンド・ブック（Hand Book）を採択した（2011 年 10 月 6 日発効）。2014 年 4 月に改正された第 9 版が最新のものである。

この行為規範は目標結果重視規制（Outcomes-focused regulation）を採用した。これは従来は単に規範のみを定めていたが、強制的な目標結果である Outcomes（mandatory）と任意的な推奨行為である Indicative behaviours（non-mandatory）を分けて定めるものである。

たとえば、利益相反の禁止については、目標結果（Outcome）3.1 は、利益相反を見つけて評価するシステムを持たなければならないと定め、目標結果（Outcome）3.2 と 3.3 は、そのようなシステムは事務所の規模や複雑さ及び仕事の性質に応じて適当なものであることとしている。推奨行為（Indicative behaviour）としては、利益相反を評価する従業員とマネージャーを訓練することが挙げられている。

利益相反の禁止は行為規範の第 3 章に規定されており、その例外は目標結果（Outcome）3.6 と目標結果（Outcome）3.7 に定められている。

目標結果（Outcome）3.6 利益相反があり、かつ当該案件について、いずれの依頼者も重大な利害を有しているときは、次の要件を満たす場合に限り代理することができる。

- (a) 両当事者に対して問題点とリスクを十分に説明し、両当事者はこれらを十分に理解したと信じること
- (b) すべての当事者が書面で同意したこと
- (c) すべての当事者を代理することが合理的であると信じていること
- (d) 両当事者を代理する利益がそのリスクを上回ると信じていること

目標結果（Outcome）3.7 利益相反があり、かつ当該案件について、依頼者が同じ目的を追求しているときは、次の要件を満たす場合に限り代理することができる。

- (a) 両当事者に対して問題点とリスクを十分に説明し、両当事者はこれらを十分に理解したと信じること
- (b) 同じ目的を追求している他の依頼者を代理することを承知の上で依頼者が書面で確認すること
- (c) 当該案件についてその他の利益相反はないこと
- (d) 依頼者が特別に合意しない限り、いかなる個人も2人以上の依頼者を代理したり、監督したりしていないこと
- (e) すべての当事者を代理することが合理的であると信じていること

推奨行為（Indicative behaviour）3.6は、目標結果（Outcome）3.7に基づいて両方の依頼者を代理するのは、両方の依頼者が法律実務に精通した依頼者（sophisticated clients）である場合に限るとすることが目標結果（Outcome）3.7に沿うものであるとしている。

なお、行為規範においては規制の客体である者は“*You*”と表示されており、“*You*”とはソリシター、登録欧州ローヤー、登録外国ローヤー、認可団体⁸、認可団体のマネージャー等をいうとされている（13.1）。

ハンド・ブックは同時に、次の10の基本原則（Principles）も採択している。

これはすべてのソリシターの行動において貫かれるべき原則を示すものである。

- (1) 法の支配と正義の実現を支持する
- (2) 誠実であらねばならない
- (3) 独立性を保持する
- (4) 依頼者の最善の利益を図る
- (5) 良質のサービスを提供する
- (6) 公衆の信頼を裏切ってはならない
- (7) 規則を守り、規制機関と協力する
- (8) 効率的に、かつ、ガバナンス及び危機管理原則に従って、法律事務を遂行する

8 認可団体とは後記V.に述べるABSとして、英国法曹協会によって認可されたものをいう。

- (9) 機会均等及び多様性の尊重のもとに自らの役割を果たす
- (10) 依頼者の金銭及び財産を守る

3. ヨーロッパ法曹協会連合会（CCBE）

CCBE はヨーロッパのローヤーの EU 内の越境取引に適用される行為規範（Code of Conduct for European Lawyers）を採択している。

CCBE は 2006 年 12 月に次の基本原則憲章（Charter of Core Principles）を採択し、これに基づいてローヤーの基本的なあり方を規律していくこととされている。

- (1) ローヤーの独立性；依頼者の案件処理におけるローヤーの自由・独立
- (2) 依頼者の案件に関する秘密の保持
- (3) 依頼者間又は依頼者とローヤーとの間の利益相反の回避
- (4) 法律専門職の威厳と名誉；個々のローヤーの誠実と品位
- (5) 依頼者に対する忠実義務
- (6) 報酬に関する依頼者の公平な取り扱い
- (7) ローヤーの職業的能力
- (8) 同僚に対する尊敬
- (9) 法の支配の尊重；正義の実現
- (10) 法律専門職の自治

4. 国際法曹協会（International Bar Association；“IBA”）

IBA は 2006 年 9 月に、次の法律専門職の基本原則（General Principles for the Legal Profession）を採択した。

- (1) 独立性
- (2) 誠実さ
- (3) 利益相反の禁止
- (4) 秘密保持義務
- (5) 依頼者の利益の尊重
- (6) 職務の着実な遂行
- (7) 依頼者の自由の尊重
- (8) 依頼者の財産の適切な管理

(9) 有能さ

(10) 合理的な報酬

このように2006年ごろにIBA、CCBE、SRAが相次いで法律専門職の基本原則を採択したのは、法律専門職のサービス化が進み個人相手のローヤーと大企業相手のローヤーとの間において、事務所の規模、収入、法律サービス提供の在り方等の格差が広がったことから、この両者が同一の規範に服することの是非が問題とされたので、ローヤーの共通の根源的価値を強調し、その一体化を図るものと考えられる。

Ⅲ. 倫理規範の衝突

ある国のローヤーが他の国で法律実務を行うとき、倫理規範の衝突が起きることがある。

一例を挙げると、2002年にアメリカ連邦法であるサーベンス・オックスレー法に基づくSEC規則の制定の際に、依頼者である会社の証券取引法違反の非違行為について知ったアトニーに対してSECへの報告義務を課することが提案された。これはアトニーの秘密保持義務に真っ向から衝突するのであり、多くのアメリカのアトニーがこれに反対した。日弁連も、そのような義務の導入は日本企業及び日本弁護士にも関わってくるということで、反対を表明した⁹。結局この義務が導入されることはなかったが、もしこれが導入されていれば、日本で働いている米国の州を原資格国とする外国法事務弁護士は、日本の法曹倫理によれば秘密保持義務があるのに、アメリカのSEC規則によればSECへの報告義務があるということになり、どちらに従ったらいのかという倫理規範の衝突が生じたはずである。

これと同様に今議論されているのが、マネー・ロンダリング規制の一環である「疑わしき取引」についての報告義務である。OECD加盟国による政府間協議により設立された機関である金融活動作業部会（Financial Action Task Force, “FATF”）が一種の国際協定としてマネー・ロンダリング規制

9 <http://www.sec.gov/rules/proposed/s74502/tmotobayashil.htm>

に関する勧告を設けたが、2003年の勧告改正によってローヤーにも「疑わしき取引」についての報告義務を課するという勧告が採択された。日本はこれに反対し、依頼者は弁護士の秘密保持義務を前提としてすべてを信頼して秘密を明かしているのに、それを監督機関に報告するというのでは依頼者の信頼を得ることができないと批判してきた。結局日本において2007年に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が制定されたが、日本の弁護士はマネー・ロンダリング規制について身元確認義務だけは負うが、疑わしき取引それ自体についての報告義務は負わないということになった。しかし、2008年3月にFATFによる日本に対する相互審査が行われ、その報告書において疑わしき取引の報告義務が法律専門家に課されていないことが指摘されており¹⁰、この問題は最終的に解決されていない。他方、イギリスは犯罪収益に関する法律により全面的に疑わしき取引の報告義務をソリシターに課しているのである。国によっては、報告義務はないが、報告しても法曹倫理違反には問われないことにしている場合もある。この結果、マネーロンダリングの「疑わしき取引」については、ローヤーに報告義務を課する国、報告することを許容する国、報告してはならないとする国とに分かれることになった。それで、A国のローヤーがB国で働く場合に、「疑わしき取引」について知ったときにどちらの国の倫理規定に従うべきかという問題が生じることになった。

1. アメリカ合衆国

ABAの模範規則8.5条(b)は、倫理規範の衝突の場合には、ローヤーの行為が行われた法域の倫理規範、ただし、複数の法域で行為が行われた場合にはもっとも支配的な行為が行われた法域の倫理規範に服すると定めている。そして、その注解において、この規定は国際的な取引にも適用されるとしている。しかし、関連する外国がこの規定を尊重するとは限らない。また、一方の規範が倫理規範でなく、SEC規則やマネー・ロンダリングのように法律に基づく規範である場合にもあてはまるのかという問題もある。

10 <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/comment0811.pdf>

2. イギリス

SRAの行為規範は、海外実務規則（SRA Overseas Rules 2013）という規則を設け、海外で実務を行うソリシターは同規則に定める海外実務基本原則（Overseas Principles）に従わなければならないと定めている。同規則の2.1条（d）は海外実務基本原則と実務を行う地における規則が異なる場合には、後者が優先すると定めている。また、2.1条（g）においてSRAのヨーロッパにおける越境実務規則（European Cross-border Practice Rules）にも従うこととされている。

SRAのヨーロッパにおける越境実務規則の6条は次のように定めている。CCBE内の通信について秘密を保持したいときは冒頭に秘密と明示し、相手方が秘密保持ができるかを問い合わせなければならない。秘密と表示された通信を受領者がそのように取り扱うことができないときは中身を読むことなく送り主に返還しなければならない。万一、すでに中身を読んじ、それを依頼者に伝えなければならない義務を負うときは、その旨を直ちに送り主に伝えなければならない。

これは、他の国では当該事項について報告義務が課されている場合もありうるからである。

3. ヨーロッパ法曹協会連合会（CCBE）

CCBEでは、ヨーロッパのローヤーの越境取引に限り適用される行為規範（Code of Conduct for European Lawyers）を定めているが、その目的は倫理規範の衝突に対処するためであるとされている。また、加盟国の倫理規定はできる限りこの行為規範に反しないように解釈されることが望ましいと述べている。さらに、加盟国のローヤーは自国の倫理規定がこの行為規範に反しない限りにおいて自国の倫理規定に従う義務があるとされている。すなわち、EU加盟国のローヤーの越境取引に関する限り、この行為規範は加盟国の倫理規定に優先するとされている。

4. 国際法曹協会（IBA）

IBAは2011年5月に法律専門職の行為に関する国際基本原則（International Principles on Conduct for the Legal Profession）に関する注

積を採択した。倫理規範の衝突が生じる場合において、競合する倫理規定に大差ないときには、依頼人の利益保護に最も資する倫理規定が適用されると述べている。しかし、倫理規定が真っ向から衝突する場合には、一般的に受け入れられているルールはないと述べ、問題点の指摘にとどまっている¹¹。

IV. アトニー依頼者秘匿特権 (Attorney-client Privilege)

アトニー依頼者秘匿特権とはコモン・ロー上依頼者が有する権利であり、依頼者のみが放棄できる権利である。英米のみならず、ヨーロッパ諸国でも認められているのに対して、日本では認められていないので、国際訴訟、国際的カルテル事件等で問題となる。

1. 米国における状況

米国においてはアトニー依頼者秘匿特権がコモン・ロー上認められている。これは依頼者がアトニーに相談する際に全ての事実を開示してもかかる事実が将来開示を強制されることがないことを確保して依頼者の権利の保護を全うしようとするものである。広義のアトニー依頼者秘匿特権にはアトニーが負う守秘義務と依頼者の権利である狭義のアトニー依頼者秘匿特権とワーク・プロダクト秘匿特権がある。コモン・ロー上認められているものであるため、民事、刑事、行政その他の手続きを問わず適用がある。この特権が適用される代表的な例として、民事訴訟の文書開示請求（ディスカバリー）において、相手方から文書提出の要求を受けた当事者はアトニーとの交信文書の開示請求を拒むことができるというものがある。このアトニー依頼者秘匿特権は依頼者が有する権利とされ、したがって、依頼者の同意があればこの特権を放棄したものとみなされる。また、第三者に開示したときも特権の放棄とされる。この点において日本の弁護士は第三者には当たらない、したがって、米国アトニーと依頼者との交信を日本の弁護士に開

11 法律専門職の行為に関する国際基本原則 (IBA International Principles on Conduct for the Legal Profession) 注釈 4.3 (International implications)
http://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx#Standards,Principles and Ethics

示しても依頼者は米国アトニーと依頼者との交信の開示を拒むことができると解されている。

近時米国で問題となったのは、連邦裁判官による量刑の標準化を図るために制定された連邦量刑基準においてアトニー依頼者秘匿特権を放棄すれば刑の軽減に役立つとする注釈があった点である。この注釈は米国法曹協会等の反対にあって2006年5月に削除されることになった¹²。

他方、米国司法省は連邦検察官が企業犯罪について起訴するか否かに関する行動指針として2003年にトンプソン・メモ¹³と呼ばれるものを発表しており、そのような行動指針の一つとして、企業がアトニー依頼者秘匿特権やワーク・プロダクト秘匿特権を放棄することが掲げられている。これに対して、ABAは連邦検察官が同メモに従って、被疑企業に対してアトニー依頼者秘匿特権の放棄をするよう圧力をかけていると批判していた。2006年12月に司法省は依頼者とアトニーとの交信の提出を要求する場合にはワシントンDCの検事副総長の承認を得なければならないというマクナルティ・メモ¹⁴を発表した。

2. 日本における状況

日本においては上記の米国の連邦量刑基準やトンプソン・メモに相当するものもアトニー依頼者秘匿特権もワークプロダクト秘匿特権もないが、同様の問題を含むものとして、2006年1月から採用された独占禁止法の課徴金減免制度に注目する必要がある。課徴金減免制度の適用を受けるには公正取引委員会に全面的に協力する必要があるため、追加的に要求される事実の報告又は資料を公正取引委員会に提出しなければならない（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律7条の2第16項）。ここにいう事実の報告又は資料に依頼者が弁護士にカルテル行為の有無について調査を依頼した結

12 http://www.usssc.gov/sites/default/files/pdf/amendment-process/official-text/20060501_Amendments.pdf

13 http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/poladv/priorities/privilegewaiver/2003jan20_privwaiv_dojthomp.authcheckdam.pdf#search='thompson+memo

14 http://www.justice.gov/dag/speeches/2006/mcnulty_memo.pdf

果としての弁護士の報告書は入るであろうか。事実の報告又は資料はあくまでも事実に関するものに限られるべきであり、したがって弁護士の法律判断を含む報告書はここに言う事実の報告又は資料には入らないというべきであろう。これに対して、依頼者と弁護士との間の訴訟の打ち合わせや連絡内容を記録した、いわゆる記録文書の場合はどうであろうか。記録文書に弁護士の判断が含まれるのであれば、上記と同様に解すべきであろう。記録文書が単に弁護士に対する説明用に事実関係を整理したものである場合には、独占禁止法の課徴金減免制度の適用を受けるためには記録文書の提出を拒否することは困難であるように思われる。

民事訴訟に関する限りでは、記録文書は民事訴訟法 220 条 4 号ハにいう秘密が記載されている文書として、依頼者にも提出義務の除外の主張を認める見解がある¹⁵が、賛成したい。刑事手続きや行政手続きについても依頼者弁護士間の交信を保護する規定が望まれる。日本において公正取引委員会に提出された書類については米国のアトニー依頼者秘匿特権は放棄されたものとして米国においても開示が強制されるおそれがある。国際的なカルテル事件等においては日米の弁護士が協力して綿密に対策を練る必要があるであろう。

平成 19 年 6 月 26 日付けの独占禁止法基本問題懇談会報告書は弁護士依頼者秘匿特権は現状における導入は適当ではないとの結論に至ったと述べている。

平成 25 年独占禁止法改正法の附則第 16 条では、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」こととされている。これを受け、内閣府において「独占禁止法審査手続についての懇談会」が開催されることとなった（平成 26 年 2 月 12 日内閣府特命担当大臣決定）。同

15 伊藤眞「自己使用文書としての訴訟等準備文書と文書提出義務」佐々木吉男先生追悼論集『民事紛争の解決と手続』（2000 年）426 頁。

懇談会においては、日本経済団体連合会、在日米商工会議所（ACCJ）、独占禁止法専門弁護士から弁護士依頼者秘匿特権の採用が主張されている¹⁶。

他方、証券取引法関係の検査手続きについては、新聞記事（日本経済新聞2006年6月17日）によれば、金融庁が証券取引法違反の立ち入り検査において弁護士も参考人として証券取引等監視委員会による検査の対象とする旨が報道されている点にも注意する必要がある。これにより弁護士による助言の中身も把握可能になるとされている。しかし、弁護士の助言は秘密保持義務の範囲内であり、証券取引等監視委員会の検査の対象となり得ないと解すべきである。この点に関し、日弁連は2007年6月に法務省から行政機関が行う行政上の検査・調査等の場合には、弁護士の職務上の義務を免除する旨の規定は置かれておらず、このような場合について、弁護士の秘密保持義務を定める弁護士法23条の但し書に規定する「法律に別段の定めのある場合」に当たると解することはできない旨の確認をとった。これを受けて、日弁連は2007年7月に金融庁に対して証券取引法に基づく検査等は上記の解釈に則って適正に行われるべきであり、弁護士に報告・資料提出を義務的なものとして求めるような運用がなされないよう申入れを行った。

3. ヨーロッパにおける状況

このアトニー依頼者秘匿特権は、コモン・ローの国であるアメリカやイギリスのみならず、ドイツ、フランス等の大陸法系のヨーロッパ諸国でも一般に認められている。

しかし、欧州裁判所は2010年9月14日にアトニー依頼者秘匿特権は企業内ローヤーには適用されないと判断した¹⁷。

事件の概要：イギリスにおいて欧州委員会の職員が欧州競争法違反の証拠を収集するため、アクゾノベル社とそのイギリス子会社を捜索した際に、膨

16 <http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/list.html>

17 <http://www.cgsh.com/files/Publication/b130f76b-e14e-4a41-9ed1-00c31207b87a/Presentation/PublicationAttachment/4e08811f-bea7-4645-b659-0a5c937f83c2/ERLJ%20Legal%20Privilege%20Vandermeersch%20Modrall%20Dolmans%20FINAL.pdf#search='Akzo+Nobel++Privilege++Maurits+Dolmans>

大なる量の文書のコピーをとったが、その中に子会社の総務部長とオランダの法曹資格を有するアクゾノベル社の法務部員との間のメールが含まれていた。アクゾノベル社はそのメールはアトニー依頼者秘匿特権により保護される文書であるとして提訴した。

欧州裁判所は、企業内ローヤーはローヤーとして登録をしていたとしても企業の経営陣とその企業に雇われているのであり、その独立性は十分でないとし、企業内ローヤーが企業内部で行う意見や情報の交換についてアトニー依頼者秘匿特権の適用を拡大する理由はないと判断した。

なお、国によっては、ローヤーが企業に雇用されたときはローヤーとしての資格を失うとしているところもある。

V. 新規事業形態 (Alternative Business Structures ; “ABS”)

1. アメリカにおける MDP 問題

かつて 1990 年代後半に公認会計士事務所が監査、税務、コンサルティングに次いで法律サービスに乗り出したため、異業種協働 (Multidisciplinary Partnership ; “MDP”) として ABA の模範規則 5.4 条との関係から議論を呼んだ。すなわち、MDP においては、公認会計士がローヤーとパートナーシップに入り、報酬を両者間で分配することから問題とされたのである。模範規則 5.4 条はローヤーの独立 (Professional Independence of a Lawyer) を定めており、その (a) 項はローヤーでない者との報酬分配の禁止を定めている。その注において、報酬分配の禁止はローヤーの職務上の判断の独立を保護するものであると述べている。

しかし、その後 2001 年にエンロン事件が起こり、2002 年に成立したサーベンス・オックスレー法 201 条は監査の独立性・中立性の観点から、ある会社に対して法律サービスを提供する公認会計士事務所にはその会社の監査をすることを認めないとしたので、法律事務を行っていた大手の公認会計士事務所は法律事務所を切り離し、MDP は下火となった。

2. イギリスにおける ABS の許容

イギリスにおいて、ソリシター制度改革のため 2004 年に発表されたクレ

メンティ・レポートはバリスター、ソリシターその他の法律専門職同士のパートナーシップは積極的に提言したが、非法律専門職との間のMDPについては慎重な態度を取っていた。しかし、2007年10月30日に成立した法律サービス法(Legal Services Act 2007)は新規事業形態(Alternative Business Structures:“ABS”)を一般的に認め、MDPもその中に入っている。

このように新規事業形態(ABS)とは、イギリスの法律専門職制度改革の一環として、2007年法律サービス法によって認められた新たな法律サービス提供に関する事業形態である。

新規事業形態とは、主として次の三つの事業形態をいう。

- ①法律業務協働(Legal Disciplinary Practices:“LDP”) これは法律サービスのみを提供するが、IT、ファイナンス、マネジメント等の専門家をパートナーとして認める事業形態である。ただし、これらの者の持分比率は25%までとされている。2009年3月から許容されている。
- ②異業種協働(Multi-Disciplinary Practices:“MDP”) これは法律サービスに加え監査等のその他のサービスも提供する事業形態である。2011年10月から許容されている。
- ③法人である法律事務所 100%の外部所有も認められる。したがって、スーパーマーケットや銀行が子会社である法律事務所を持つことができるようになる。また、その株式の上場も可能である。ただし、10%を越える株式を取得する者については適性があるかどうか審査される。2011年10月から許容されている。

新規事業形態については、特に非法律家が100%所有する法律事務所については独立性の観点から見て大きな疑問が残るが、法律サービス法はどのように対処しているのだろうか？

この点につき、法律サービス法は、ABSやMDPを認可する英国法曹協会(Law Society)等は認可に関する規則を定めなければならないとし、そのような規則の中に定めなければならないものとして、「認可申請者及び認可申請者のマネージャー又は従業員であってソリシターである者は第1条第3項に定める法律専門職の原則を遵守するよう適切な措置を常備していな

なければならない」ことと「認可申請者及び認可申請者のすべてのマネージャー又は従業員が第 176 条に定める義務を遵守するよう適切な措置を常備していなければならない」ことを挙げている。そして、法律サービス法第 176 条は規制対象者（認可を受けた者又はそのマネージャーもしくは従業員）は規制機関（Law Society 等）の定める規制措置を遵守しなければならないと定めている。さらに、法律サービス法第 90 条は認可を受けた団体のマネージャー又は従業員である無資格者、又は認可を受けた団体の持分を有する者である無資格者は認可を受けた団体又はそのマネージャーもしくは従業員であって資格を有する者が第 176 条に定める義務に違反することをさせてはならないと定めている。このように、法律サービス法は有資格者に対しては直接法律専門職の原則を遵守することを要求し、無資格者に対しては有資格者が法律専門職の原則を遵守することができなくするような介入をしてはならないとしているのである。

イギリスの法律業務協働（“LDP”）は、あくまでも法律サービスのみを提供するものであること、法律家でない者の持分を 25% に限定すること、持分を持つことになる者について、適格性（fit to own）を確認することを要求している。LDP はイギリスにおいて 2009 年 3 月 31 日から認められており、2011 年 10 月までに 490 の LDP が認可された。およそ 70% はパートナーの数が 10 人以下の小さい法律事務所である。2011 年 8 月までに 3 つのアメリカの法律事務所のロンドン支店が LDP として認可された。

3. アメリカにおける ALPS に関する議論

一方、ABS について一番進んでいるオーストラリアでは、Slater Gordon のようにすでに上場された法律事務所が出現しており、イギリスでも上場法律事務所ができるのではないかとわれている。イギリスやオーストラリアにおいては、新規株式公開（Initial Public Offering；IPO）をして豊富な資金力を持つ法律事務所が出て来るときに、アメリカが今のままでいたらアメリカのローヤーはこれらの国のローヤーとの競争に負けるのではないかという危惧がある。このような危惧から法曹倫理（Ethics）20/20 という委員会が作られた。

この委員会は2011年12月2日に新規法律業務提供形態 (Alternative Law Practice Structures ; ALPS) に関するディスカッション・ペーパーを出し、パブリックコメントを開始した¹⁸。これはABSに関するものであるが、アメリカではALPSとよばれている。

法曹倫理 (Ethics) 20/20 委員会の案は次の通りである。

- (1) 当該法律事務所は法律サービスのみを提供する。
- (2) 法律家でない者は法律サービスの提供を補助するサービスを提供する。
- (3) 法律家でない者は倫理規定に従うことを誓約する。
- (4) 法律家であるパートナーは法律家でない者の行為につき責任を負う。
- (5) 法律家でない者はローヤーの法律判断に影響を持ってはならない。

どの法律家でない者の議決権及び持分も法律家である者の最大の議決権又は持分より大きくあってはならない。法律家でない者の議決権及び持分の合計は全体の [25%] 以下でなければならない。法律家である者の議決権及び持分の合計は意思決定に必要な議決要件以上でなければならない。

- (6) 法律家であるパートナーは持分を有する法律家でない者が善良な人格を有する者であることを確保しなければならない。

法律家でない者の議決権及び持分の合計については、法曹倫理 (Ethics) 20/20 委員会は25%を相当と考えるが、各州の自治に委ねるとしている。しかし、州によって許容される持分比率が異なるときは、法律家でない者が30%の持分を持つ法律事務所は25%までしか認めない州に支店を設けることができるかという問題を提起するのではなかろうか。

ALPS の提案と共に現在あるモデルルールの1.5と5.4の修正案も出された。これはアメリカのアトニーとABSとの間の報酬分配を認めるというものである。なぜこの修正案が必要かという、上記のように2011年8月までに3つのアメリカの法律事務所のロンドン支店がLDPとして認可されたということがある。すなわち、これらのロンドン支店においてはアメリカ

18 http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/ethics_2020/20111202-ethics2020-discussion_draft-alps.authcheckdam.pdf

のアトニーが、ソリシターでない者と協働しているのである。したがって、報酬分配についての例外規定を設ける必要がでてきているということから、報酬分配の例外規定もあわせて発表された。

上記のディスカッション・ペーパーは、まだいわゆるたたき台というものであり、基本方針を明らかにしただけであった。まず、このペーパーではいわゆる LDP タイプしか認めないといっている。すなわち、上場法律事務所や単なる投資目的のための法律家でない者による出資、消極的出資というのは認めていない。また、法律サービス以外のサービスは提供してはいけないとしている。あくまでも法律サービスのみを提供するものでなければならない。前記 II .1. で述べたように、アメリカではワシントン D.C が既に 1990 年から、あくまでも法律サービスのみを提供する LDP タイプを認めてきている。その例として、土地開発を専門とする事務所が建築家をパートナーとする、知的財産関係の事務所が技術者をパートナーとする、家族法を専門とする事務所がソーシャル・ワーカーをパートナーとする、個人傷害事件を専門とする事務所が調査員をパートナーとするという例が挙げられている。

ただ、このワシントン D.C の規則では持ち分の制限を設けていなかったが、法曹倫理 (Ethics) 20/20 委員会のたたき台では持ち分制限を記載している。ただし、その持ち分制限は一応 LDP と同じ 25% としているが、あくまでも一つの案にすぎなくて、具体的には各州の自治に委ねるとしている。したがって、州によっては 30% まで認めるとか、スイスのように 49% まで認めるといったいろいろな持分形態があり得るが、法曹倫理 (Ethics) 20/20 委員会では一応の標準として 25% としている。

この案は持ち分を 25% に限定することや、持ち分を持つことになる者については適格性を確認するということで LDP に非常に似ているものになっている。アメリカにおける ABS に関するこの案はほんのたたき台にすぎないということで、2012 年の ABA の総会に議案として提出されるには至らなかった。

しかし、ABA は 2013 年 8 月 19 日に、ローヤーはローヤーでない者との間で報酬分配を許容する国のローヤーと協働して依頼者に対しては一つの請

求書を出すことによって、結果的にはローヤーでない者との間で報酬分配することになって構わないという倫理に関するオピニオンを出した。

4. 日本における状況

ABSに関して、日本では1999年に閣議決定された規制緩和推進3カ年計画において、総合的法律・経済関係事務所の開設が一つの項目としてあげられたので、法務省は1999年5月6日付日弁連宛書簡で、「現行法上も、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等の専門資格者が一つの事務所を共用し一定の協力関係のもとに依頼者のニーズに応じたサービスを提供することは基本的には可能である」という見解を発出した。ただし、専門資格者間の収支関係のあり方において、それぞれの専門資格者が他からの不当な干渉を受けることなくその取り扱った業務に対応する報酬を受けられるようにすることが必要であるとして、経費共同のみを認めるという趣旨のように解される。

隣接専門職との広義での協働については、司法制度改革審議会意見書においても、「依頼者の利便の向上を図る観点から、ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）を積極的に推進」すべきであるとされた。

日弁連の弁護士職務基本規程12条は弁護士はその職務に関する報酬を弁護士でない者との間で分配してはならないと定めている。その例外として、正当な理由があるときを除いている。日弁連の解説はこの点に関し、隣接法律専門職との協働によるワンストップ・サービスの提供の場合においても、分配が合理的である場合があり得るとしている。この見解によっても、MDPの構成員は法律専門職に限られているから、弁理士とのMDPは可能であるが、公認会計士とのMDPは不可能であると思われる。また、事務所の共同経営をする場合には、収支共同による協働は12条に違反するおそれが高いが、経費共同による協働は事務所運営の仕方次第ではあるが、合理的な基準による分配が可能であることが多いと考えられている。

MDPはその名が示すとおり、異なる倫理規範に服する士業同士の共同事業であるので、利益相反の禁止や秘密保持義務について倫理規範の抵触があるときには困難な問題となる。また、弁護士は広く自治を認められているのに対し、他士業はいずれかの官庁の監督下にあるので、弁護士自治の観点か

らも問題がある。

外国の MDP となっている法律事務所のローヤーが日本において外国法事務弁護士としての承認申請をしてきた場合に、どのように対処するのであるか？

現在、外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法は 10 条において、承認の要件を定めているが、特にこのような場合に対処する規定は設けられていない。私は数年前から、もしこのような申請を認めないというのであれば、そのような趣旨の承認要件を定める必要があると主張してきたが、現在まで、なんらの措置も取られていないようである。したがって、もし、たとえば、イギリスの MDP として認可を受けている法律事務所のソリシターが日本で外国法事務弁護士としての承認を申請してきた場合には、とくに承認要件に反しない限り、これを認めることにならざるを得ないであろう。

なお、2014 年 12 月 1 日の日本経済新聞によれば、世界の大手会計事務所のうち、アーンスト・ヤングは 2013 年 11 月に弁護士法人を開設し、プライスウォーターハウスクーパーズは 2014 年 11 月に弁護士法人を開設したとのことである。

参考文献：

- ・ ABA 法律家職務模範規則（2006）第一法規
- ・ 下條正浩「国際ビジネス法務と弁護士及び外国弁護士の活動」、国際ビジネスと法（日本評論社、2009）所収
- ・ 下條正浩「異業種共同事業（MDP）と新規事業体（ABS）」、法曹の倫理第 2 版（名古屋大学出版会、2011）所収
- ・ 下條正浩「経済のグローバル化と弁護士の将来」、法社会学第 76 号 法曹の新しい領域と法社会学（有斐閣、2012）所収

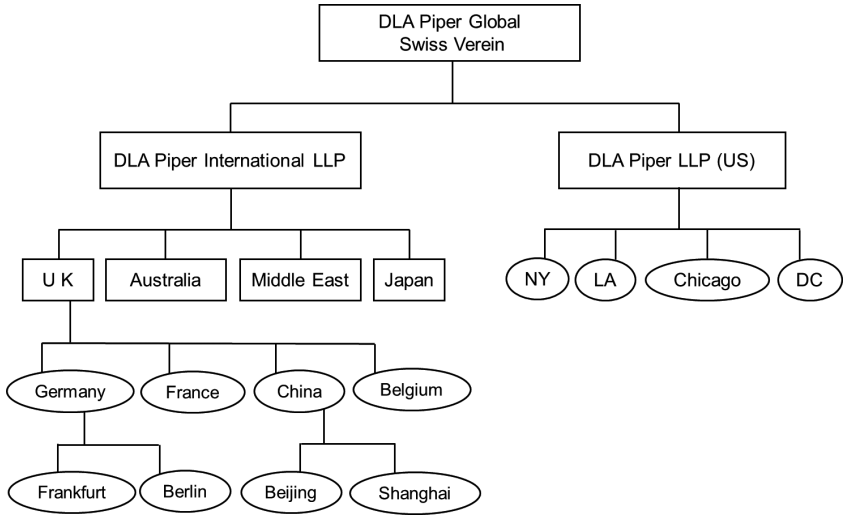
別紙1

EU Directive of 16 February 1998

'lawyer' means any person who is a national of a Member State and who is authorised to pursue his professional activities under one of the following professional titles:

Belgium	Avocat/Advocaat/Rechtsanwalt
Denmark	Advokat
Germany	Rechtsanwalt
Greece	Δικηγόρος
Spain	Abogado/Advocat/Avogado/Abokatu
France	Avocat
Ireland	Barrister/Solicitor
Italy	Avvocato
Luxembourg	Avocat
Netherlands	Advocaat
Austria	Rechtsanwalt
Portugal	Advogado
Finland	Asianajaja/Advokat
Sweden	Advokat
United Kingdom	Advocate/Barrister/Solicitor

別紙 2



別紙3

